

社保研究部だより

診療報酬改定に関する疑義解釈通知

厚生省は、歯科診療報酬改定に関する疑義解釈を7月11日付で通知した。疑義解釈は、適宜通知される。QRコードから疑義解釈が閲覧できる。



【CAD/CAM冠】

問1 留意事項通知(2)の口の①において、CAD/CAM冠を装着する部位の同側に大白歯による咬合支持がある場合の取扱いが示されているが、同側の大白歯2歯にCAD/CAM冠を装着する際に、いずれの部位も対合歯がありCAD/CAM冠を装着することで咬合支持が得られる場合は、「同側の大白歯による咬合支持」があると考え、2歯を同日に装着してよいか。

(答) 装着してよい。ただし、第一大臼歯又は第二大臼歯のいずれか一方に過度な咬合圧が加わらないように留意すること。

【機械的歯面清掃処置】

問2 「診療報酬請求書等の記載要領等について」(令和6年3月27日保医発0327第5号)の別表I「診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧(歯科)」の項番107の、「根面う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した場合」及び「エナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した場合」について、2月に1回機械的歯面清掃処置を算定する場合であっても、診療報酬明細書に記載は必要か。

(答) 機械的歯面清掃処置を2月に1回算定する場合は、記載不要。

【周術期等専門的口腔衛生処置】

問3 周術期等専門的口腔衛生処置1について、例えば、「B000-6」周術期等口腔機能管理料(I)及び「B000-8」周術期等口腔機能管理料(III)を同月中に算定した患者の場合、当該処置の算定回数の取扱いはどのように考えるのか。

(答) 同月中に「B000-6」周術期等口腔機能管理料(I)及び「B000-8」周術期等口腔機能管理料(III)を算定した患者に対しては、必要に応じて、周術期等専門的口腔衛生処置1は4回(※1)まで算定して差し支えない。

また、緩和ケアを実施している患者については、必要に応じて6回(※2)まで算定して差し支えない。

(※1): 周術期等口腔機能管理料(I)による管理中に2回、周術期等口腔機能管理料(III)による管理中に2回

(※2): 周術期等口腔機能管理料(I)による管理中に2回、周術期等口腔機能管理料(III)による管理中に4回

なお、同月中に複数の周術期等口腔機能管理料を算定する場合の、周術期専門的口腔衛生処置1の算定回数については次のとおり。

同月中に算定を行った周術期等口腔機能管理料の組合せ		術口衛1の最大算定回数	
①	周術期等口腔機能管理料(I)	2回	
	周術期等口腔機能管理料(II)		
②	周術期等口腔機能管理料(III)	2回(4回)	
	周術期等口腔機能管理料(IV)		
③	周術期等口腔機能管理料(I)又は(II)	2回	合計4回(6回)
	周術期等口腔機能管理料(III)又は(IV)	2回(4回)	

※()内は緩和ケアを実施している患者の場合

【歯科口腔リハビリテーション料】

問4 「H001-4」歯科口腔リハビリテーション料3の注1において、「区分番号「C001-3」に掲げる歯科疾患在宅療養管理料を算定する患者」とあるが、介護報酬における居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定し、「C001-3」歯科疾患在宅療養管理料(歯在管)の留意事項通知の(14)において、歯科疾患在宅療養管理料を算定したとみなされる患者も含まれるか。

(答) 含まれる。

参考: 歯在管 留意事項通知(14) 一部改編
介護報酬における居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定し、歯在管の管理計画の内容を含む管理計画を策定している場合においては、当該管理料を算定したものとみなすことができる。なお、その場合においては、当該患者の継続的な管理に当たって必要な事項等を診療録に記載又は管理計画書の写しを診療録に添付するとともに、居宅療養管理指導費を算定した旨及び直近の算定日を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

例) P画像、歯清、P重防、SPTなど

問5 口腔機能低下症と診断し、「C001-3」歯科疾患在宅療養管理料を算定し口腔機能管理を行っている患者について、「D002-6」口腔細菌定量検査2、「D011-2」咀嚼能力検査1、「D011-3」咬合圧検査1又は「D012」舌圧検査を算定していない場合に、「H001-4」歯科口腔リハビリテーション料3は算定可能か。

(答) 算定可能。

『歯科保険診療の研究2024年6月版』正誤表

2024年7月18日

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
32	口腔機能管理料 脚注	病名 表中以外で1項目以上該当する場合の病名は「口腔機能管理中」。	病名 実地指の該当患者で、表中以外で1項目以上該当する場合の病名は「口腔機能管理中」。
41	周術期口腔機能管理料(III),(IV) 脚注	レセプト 管理・リハその他欄に「周Ⅲ200」「周Ⅳ200×」と記載する。	レセプト 管理・リハその他欄に「周Ⅲ200」, 周Ⅳの3カ月以内は「周Ⅳ200×」, それ以降は「周Ⅳ200」と記載する。
43	回復期等口腔機能管理料管理 計画書表 表題	管理計画書の内容	管理報告書の内容
65	在宅総合医療管理加算	P28	P27
72	口腔バイオフィルム除去処置	追加	P96
81	症例 日付	7/4	7/3
157	症例 日付	7/9	7/10
158	症例 日付	7/42	7/24
174	歯CAD(III)表 6番・7番にCAD/CAM冠 用材料(III)を使用する場合 のレセプト記載 表中	歯冠修復および欠損補綴その他欄 摘要欄	摘要欄 歯冠修復および欠損補綴その他欄
194	症例 下から4行目 脚注	*ブリッジの支台歯の場合に限り, 第一小臼歯への前装MCが認められる。	*ブリッジの支台歯の場合に限り, 小臼歯への前装MCが認められる。

「歯科保険診療の研究」、「歯科点数早見表ブリッジ保険適用」などの保団連書籍の正誤表は、保団連HPまたはQRから



金パラなど9月改定

7月17日に開催された中央社会保険医療協議会総会で、9月の歯科用貴金属価格の随時改定について議論された。歯科鑄造用金銀パラジウム合金(金パラ)の平均素材価格が、2,760円から3,045円、約1割引き上げとなる。金パラFMCの大白歯は、現行の1,431点から100点程度の引き上げとなる見込み。

9月改定にあたり、歯科点数早見表ブリッジ保険適用(点数早見表)は送付せず、点数早見表の訂正版(A4・1枚)を8月中旬にお届けする。